

御社橋架替に伴う関係機関への対応について ～猪名川河川改修事業～

塚本 悠介¹

¹兵庫県 土木部 道路企画課 (〒650-8567兵庫県神戸市中央区下山路5-10-1)

猪名川河川改修事業における御社橋の架替に伴い、左岸の県道多田停車場多田院線では最大2.0m程度の嵩上げが生じ、県道に面する多田神社の石垣にも影響が生じる。

多田神社の境内は国が指定する史跡に該当するため、事業の実施に当たっては多田神社及び文化庁の許可が必要となる。

本論文では多田神社をはじめとした関係機関への対応について紹介する。

キーワード 御社橋、猪名川河川改修事業、史跡

1. はじめに

猪名川は、淀川の派川神崎川の支川であり、川辺郡猪名川町の大野山を源流とする一級河川である。兵庫県と大阪府の境界付近を南流し、その地理特性上、河川管理者が国土交通省、大阪府、兵庫県と複雑に異なっている。そのうち兵庫県が管理する区間では、淀川水系猪名川圏域河川整備計画（2016年3月）に基づき、銀橋（川西市鼓が滝）から多田大橋（川西市多田院）までの区間について河川改修を進めている。

多田院地区の河川改修では、護岸の整備に加え、堤防の高さ不足及び橋脚による阻害率を解消するために、御社橋（みやしろばし、市道275号線）の架け替え・拡幅を計画している。御社橋の架け替えに伴い、左岸側の県道多田停車場多田院線のかさ上げ等の取付道路の整備が必要だが、左岸には国指定の史跡多田院（多田神社）が位置するため、多田神社を中心とした歴史や景観への配慮が求められる。

本稿は、御社橋の架け替えに伴って生じる史跡多田院への対応について、現在検討中の内容の中間報告を行うものである。

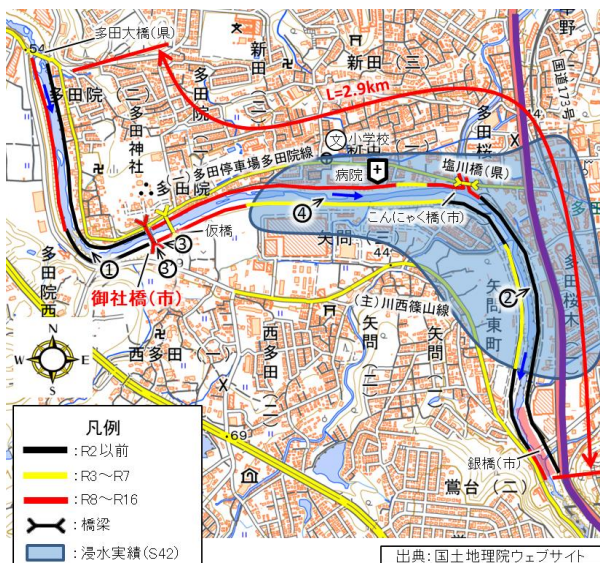


図-1 事業進捗平面図

2. 事業を進める上での課題

多田神社は、清和源氏や多田院御家人発祥の地で有り、970年（天禄元年）に源満仲（みなもと の みつなか）によって建立されたものである。明治初年の神仏分離政策により多田神社に改められ、境内には江戸時代前期の寛文年間に再興された建造物が残されており、1951年（昭和26年）に神社境内全域（約50,000㎡）が史跡指定された。



図-2-1 史跡多田院の全景

(1) 多田神社の事業協力

御社橋は、1941年（昭和16年）に多田神社が設置したもので、その後川西市へ寄付され、昭和36年に一度架け替えられて現在に至っている。このような設置経緯及び多田神社への参道である点を踏まえ、架け替えの事業化にあたっては多田神社宮司（以下、宮司）と協議を重ねてきた。

宮司は、多田神社のイメージを重視しており、御社橋が架け替えられて新しくなるだけでなく、併せて多田神社の景観（史跡地内）も綺麗にかつ新しくならなければ、事業化は認めないという姿勢であった。



図-2-2 御社橋（奥に多田神社）

(2) 史跡多田院の形状

前述した左岸側の県道多田停車場多田院線のかさ上げにおいて、史跡地内で石垣の補強や堀のかさ上げの現状変更が生じることから、令和4年3月に文化庁に現状変更を申請し、令和4年6月に許可を受けている。許可に際しては、学識経験者の第三者的視点からの意見を反映することが許可条件となっていたため、川西市文化財審議委員会委員長を務めている名誉教授に学識経験者（以

下、学識者）として文化財及び景観の保護について意見を諮っている。

学識者は、現存する文化財は最大限活用するという考えの基、可能な限り史跡地内は現状から変更がないように事業を進めるべきという姿勢であり、宮司と意見が対立する形となった。

また、右岸側に設置されている多田神社の鳥居についても、橋梁拡幅に伴い大型化を希望する宮司と現状維持を主張する学識者とで意見が対立する形となった。



図-2-3 多田神社の石垣と堀

(3) 通学路切替に対する地元住民合意

地元住民へは、これまでも事業内容の説明会を何度か開催しており、治水安全度の向上に対しては理解を得ている一方、交通安全を危惧されていた。

御社橋は、周辺の小学校、中学校及び高等学校の通学路に位置付けられている。特に小学生の通学の際は、地元住民による通学路の見守り活動が行われており、子どもの交通安全への関心が非常に高い地域である。工事中は下流側に仮橋（人道橋）を設置し、迂回路として仮橋を通学する計画であり、工事着手までに通学路の切り替えについて地元住民の合意を得る必要があった。

3. 課題解決に向けた対応

(1) 多田神社への対応

石垣について、経年劣化が進行しており、工事中の損傷または事業後に越水が生じた場合に備えた補強が必要な状態である。宮司は、今回を機に経年により傾いていた石垣を綺麗に整えたいと考えており、本事業に協力する条件の一つとなっていた。後述する折衷案による保護方法を必要性和併せて学識者に説明することで理解を得ることを目指した。

鳥居について、所有者の多田神社の意向を踏まえ、道

路幅に合わせて大型化する方針とした。なお、鳥居は神域と俗世を区画する「結界」であり、神域への入口を示す門としての役割を果たすためにも、車線部を含めた全幅を跨ぐ（大型化する）必要があるという宮司の考えを学識者に説明することで理解を得ることを目指した。

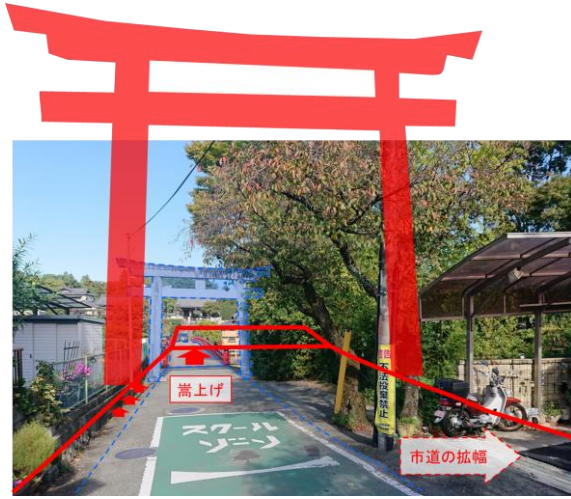


図-3-1 大鳥居のイメージ

鳥居について、神社における鳥居の役割を説明することで、大型化する方針について理解を得た。引き換えに、御社橋の高欄においては、学識者の意向を踏まえ、旧橋の擬宝珠（ぎぼし）を新橋へ再利用する検討を行った。

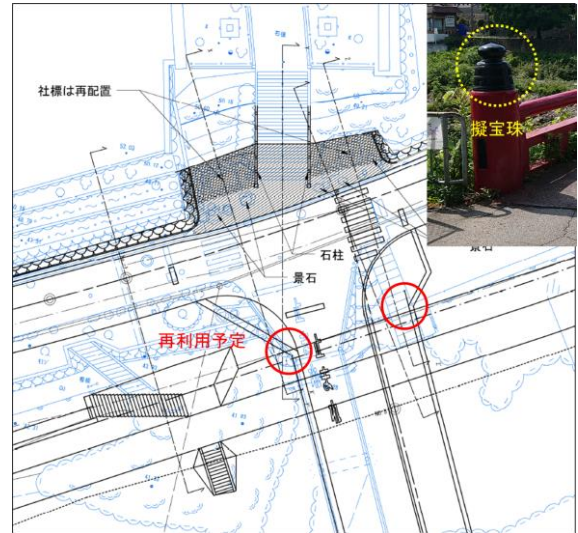


図-3-3 擬宝珠の再利用

(2) 文化庁・学識経験者への対応

御社橋の架け替えに併せて、石垣を綺麗にかつ新しくしたいという宮司と、可能な限り現状を変更するべきではないという学識者の意見が対立することとなったため、多田神社の周辺の景観に大きく影響する石垣について、双方の意見を踏まえた折衷案を検討した。

石垣について、前述した補強方法として、本事業で嵩上げる県道多田停車場多田院線の高さまで新たな石垣で補強することとした。文化財保護の観点では、現状の構造物を取り除くことは認められないが、後々、状態を確認できる形状であれば問題ないとの考えが文化庁より示された。そのため、現状の石垣を新たな石垣で埋めることで、構造的な補強と景観の調和、文化財の保護、宮司と学識者の双方の意見を取り入れた形状となる折衷案を提案し、合意を得た。

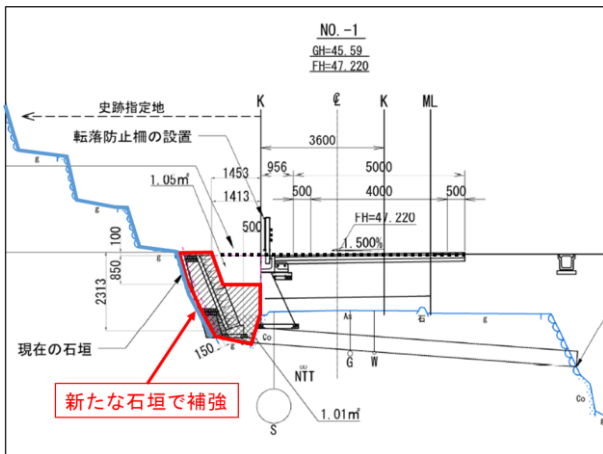


図-3-2 石垣補強のイメージ

(3) 地元住民への対応

架け替え後または工事中の交通安全に焦点を当て、これらについて丁寧に対応することで迂回路への交通の切り替えについて合意を図った。

架け替え後について、令和4年の説明会において橋上の片側歩道の位置を上流側ではなく下流側に設置して欲しいとの要望があった。当初は多田神社の参道としての位置付けを踏襲し、境内の階段への線形を優先して上流側としていたが、通学路としての利便性を考慮した場合、下流側の方が道路横断の回数を減らすことができ、より安全であると考えられた。改めて、宮司と協議し、下流側への変更について理解を得た上で計画を変更した。

工事中については、迂回路における横断防止柵や照明灯、注意看板の設置を現場状況に合わせて対応することで理解を得た。地元要望を丸のみするのではなく、教育委員会や警察等と現地立会の上で安全対策を事前に提案することで円滑に理解を得られた。

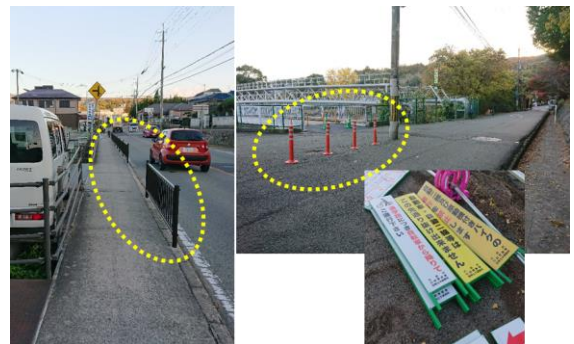


図-3-4 迂回路の交通安全対策

4. おわりに

本事業は河川改修の枠に留まらず、市内有数の史跡多田院を中心とした文化財保護や修景、御社橋という地域交通における要衝の改良などまちづくりとしての側面も含んだ事業である。必然、関係機関も多くなるため、本稿で述べたような協議や調整を要する点は、工事担当者としては苦労が絶えないが、地域全体を良くするための事業に携わる貴重な機会として尽力したい。

また、本事業は川西市から受託を受け、御社橋の架け替えを県が施工する体制をとっているが、本稿で述べた関係機関との協議の際は、川西市と協力して対応にあたっている。

特に地元住民への対応として行った、事前の現地立会については、川西市からの提案であり、きめ細やかな対応を行った結果、現時点まで迂回路における交通安全の問題は生じていない。住民感情をより理解している市町村との連携は、地元対応を行う上で非常に心強い存在であると感じた。

謝辞：本取り組みにあたり、ご協力いただきました川西市の皆様、これまで事業に携われた皆様に深く感謝申し上げます。

巻末：本論文は、従前の配属先（阪神北県民局 宝塚土木事務所 河川砂防課）における所掌内容を課題として報告したものである。